

## 諮問第 1 号

大阪市高速電気軌道第 4 号線大阪市中心区森ノ宮中央 1 丁目 14  
番地先・同市城東区森之宮 1 丁目 6 番地先間の軌道敷設につい  
て

大阪市高速電気軌道株式会社より国土交通大臣に申請中の大阪市高速電  
気軌道第 4 号線大阪市中心区森ノ宮中央 1 丁目 14 番地先・同市城東区森之宮  
1 丁目 6 番地先間の軌道運輸事業特許申請について、近畿運輸局長から別紙  
のとおり意見を求めてきたので、本市が管理する次の道路の区間についてこ  
れに回答するため、軌道法施行令第 2 条第 2 項の規定に基づき議会の意見を  
問う。

| 路線名       | 区間                                                 |
|-----------|----------------------------------------------------|
| 大阪市道築港深江線 | 中央区森ノ宮中央 1 丁目 14 番地先から<br>城東区森之宮 1 丁目 16 番の 3 地先まで |

令和 6 年 5 月 16 日

大阪市長 横 山 英 幸

(別紙)

近運鉄監第 99 号

令和 6 年 3 月 28 日

大阪市長 殿

近畿運輸局長

(公印省略)

軌道運輸事業の特許申請に係る道路管理者の意見徴取について

大阪市高速電気軌道株式会社より、2024年3月27日付けOM一交第168号をもって軌道法第3条に基づく申請がありました。

申請に係る軌道が敷設される道路のうち貴市が管理する下記について、軌道法施行令第2条第1項に基づき意見を徴取いたします。

つきましては、令和6年6月10日までに文書にて回答願います。

記

○申請に係る軌道が敷設される道路

| 道路種類      | 幅員  |     | 延長   |
|-----------|-----|-----|------|
|           | 現況  | 計画  |      |
| 大阪市道築港深江線 | 40m | 40m | 252m |

添付書類省略

(参考)

軌道法 (抄)

第3条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

軌道法施行令 (抄)

(特許の申請等)

第1条 軌道法(以下「法」という。)第3条の規定による特許を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

## 2 省 略

第2条 所管地方運輸局長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、期限を指定して、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を徴しなければならない。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により意見を求められたときは、期限を指定して、当該地方公共団体の議会の意見を徴しなければならない。

# 説明図

